

森林の立木を伐採するときは届け出が必要です

立木を伐採するときは、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」、造林完了後は「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」をそれぞれ提出することが森林法で義務付けられています。

提出先・問い合わせ先
役場農林課林務係
☎(88)5670[直通]



Q. 届け出や報告の提出はなぜ必要?

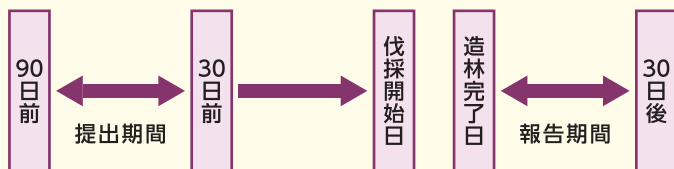
A. 長島町森林整備計画に即して適切に伐採と造林を行い、健全で豊かな森林をつくるためです。

Q. 提出の対象者は?

A. 森林所有者や立木を買い受けたかたです。
※立木を伐採するかと伐採後の造林を行うかたが異なる場合は、共同で提出します。

Q. 提出の時期は?

A. 伐採及び伐採後の造林の届出:
伐採を始める90日から30日前まで
伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告:
造林を完了した日から30日以内



Q. 提出しない場合は?

A. ①伐採及び伐採後の造林の届出:
100万円以下の罰金(森林法第208条)
②伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告:
30万円以下の罰金(森林法第210条)

「介護のこと」を語りませんか?

〜認知症カフェがオープンします〜

地域包括支援センターだより

町では、認知症のかたやその家族がお茶を飲みながら気楽に過ごせる場所として、「ろばカフェ」を開催します。内容は認知症サポート研修講座などを予定しております。

参加料は1回1000円です。希望されるかたは、前日までに電話で申し込みください。詳細は、問い合わせください。

認知症に関する取り組みを、ロバのようにゆったり、着実に歩みを進められるよう意を込めて、「ろばカフェ」と名付けました。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、開催日時は変更となる場合があります。

問い合わせ先
町地域包括支援センター
☎(86)1153[直通]

令和2年度の開催日時

時間は13:30~15:30を予定しています。

- ① 8月26日(水)
- ② 9月30日(水)
- ③ 10月28日(水)
- ④ 11月25日(水)
- ⑤ 12月23日(水)
- ⑥ 1月27日(水)
- ⑦ 2月24日(水)
- ⑧ 3月24日(水)